

## NUMAZUサイクルステーション静浦東使用に関する要綱

平成29年6月16日産業振興部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、NUMAZUサイクルステーション静浦東（以下「サイクルステーション」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 サイクルステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 NUMAZUサイクルステーション静浦東

位置 沼津市口野30番地の23

(対象施設及び使用範囲)

第3条 サイクルステーションにおける対象施設は、更衣室、コミュニケーションルーム、給湯室、メンテナンスルーム及び駐車場とし、これらの使用範囲は、次のとおりとする。

- (1) サイクルツーリズム及び観光等の拠点として団体での使用に供する場合
- (2) 集団で行うスポーツ及びレクリエーションの大会本部等の使用に供する場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、市長が認めた場合

(団体使用登録)

第4条 サイクルステーションを使用しようとする団体は、あらかじめサイクルステーション団体使用登録申請書（第1号様式）を市長に提出し、団体使用登録の申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、申請者にサイクルステーション団体使用登録証（第2号様式。次項において単に「登録証」という。）を交付する。

3 前項の交付を受けた者（次条において「登録者」という。）が、その登録を取消し、又は変更しようとするときは、登録証を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

(使用の許可申請)

第5条 前条の登録者が、サイクルステーションを使用しようとするときは、サイクルステーション使用申請書（第3号様式。次項において単に「申請書」という。）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日の30日前から20日前までの間に提出するも

のとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請を許可したときは、サイクルステーション使用許可書（第4号様式。次項において単に「許可書」という。）を交付する。

4 前項の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、その使用を取消し、又は変更しようとするときは、許可書を添えて速やかに市長に申し出なければならない。

（使用時間及び使用料）

第6条 サイクルステーションの使用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 サイクルステーションの使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設及び用具等は使用後原状に復すこと。
- (2) 節電及び節水に努めること。
- (3) 火気を使用すること、物品を展示販売すること、若しくは、はり紙等の行為については、許可なくおこなわないこと。
- (4) その他市長の指示に従うこと。

（権利譲渡等の禁止）

第8条 使用者は、その使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。

（使用許可の取消し等）

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可を取り消し、又は中止を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請によって使用許可を受けたとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定による取消し又は中止によって使用者が損害を受けることがあっても市はその責めを負わない。

（使用者の賠償責任等）

第10条 使用者は、サイクルステーションの施設等を損傷し、又は滅失したときは、

市長の指示に従いこれを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 サイクルステーションの使用に関して生じた一切の事故の責任は、使用者が負うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、産業振興部長決裁の日から施行する。